

許可番号 第04355005072号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字下郡字向新地3720番地の1
氏 名 株式会社エスプレス大分
代表取締役 尾形 嘉博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木 村 敬



許可の年月日 令和7年(2025年)10月3日

許可の有効年月日 令和14年(2032年)9月2日

1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（特定有害産業廃棄物の種類については別表参照）	（特記事項）	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	—	—
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）	—	—
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）	—	—
感染性産業廃棄物	—	—
廃水銀等	—	—
廃石綿等	—	—
鉍さい（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
ばいじん（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
燃え殻（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
汚泥（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃油（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃酸（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—
廃アルカリ（特定有害産業廃棄物であるもの）	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 平成5年(1993年)9月3日付けで新規許可
- (2) 平成10年(1998年)9月3日付けで更新許可
- (3) 平成11年(1999年)2月4日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として特定有害産業廃棄物の種類を追加）

- (4) 平成15年(2003年)8月20日付けで更新許可
- (5) 平成17年(2005年)12月9日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 椎原 邦友)
- (6) 平成19年(2007年)10月30日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「感染性産業廃棄物」の追加及び「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」「汚泥」「燃え殻」「鉍さい」「ばいじん」に特定有害産業廃棄物を追加)
- (7) 平成20年(2008年)8月1日付けで更新許可
- (8) 平成21年(2009年)12月4日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 成重 恒夫)
- (9) 平成25年(2013年)10月10日付けで更新許可
- (10) 平成26年(2014年)8月27日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「廃石綿等」の追加及び「ばいじん」「廃油」「廃酸」「廃アルカリ」に特定有害産業廃棄物を追加。)
- (11) 平成28年(2016年)8月1日付けで事業範囲の変更許可(取り扱う産業廃棄物の種類として「廃水銀等」の追加及び「汚泥」「廃酸」「廃アルカリ」に特定有害産業廃棄物を追加。)
- (12) 平成30年(2018年)9月27日付けで更新許可及び優良基準適合認定
- (13) 令和5年(2023年)1月27日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 椎原 邦友)
- (14) 令和6年(2024年)12月6日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者: 寺司 志保美)
- (15) 令和7年(2025年)10月3日付けで更新許可及び優良基準適合認定



5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
有機磷化合物	—	—	—	○	—	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
シアン化合物	—	—	—	○	—	○	○
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	○	—	○	○
シマジン	—	—	—	○	—	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○
1, 4-ジオキサン	—	○	—	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	○	○

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

県印